

標記鉄工所奉議解決之関シテハ九月十九日勞
 秘甲第三九號ヲ以テ既報ノ如ク解決條條ヲ基ク昨
 二十一日残番職工入場ハ本工場ニ二六八人中一六〇人分
 工場六八八人中二〇八人ニテ午前七時三十分マテ入場シ
 何レモ眞面目ニ工場條件作業ニ就業セリ又解雇
 職工一〇四人中昨日迄ニ會社ヨリノ給與金ヲ受
 領セシモノ六八八人ニテ茲一兩日ニテ全部受領ヲ了
 シ残番職工ノ未出勤者又罹災避難中ノモノ又ハ
 帰郷中ノモノ等比較的多数アルモ之亦兩三日中ニ
 ハ全ク平常ニ復スル見込ナリ
 右及申(通)裁長也

12月8日
 719

池田鉄工所奉議ノ関スル件

池田四能業職工團内カワケナリ。今回四能業員に反對シテ高初より作
 業ヲ懐リつゝある役分職工(約四十名)五、四能業員に於テセリてべく種々
 勧誘ヲ了スルコトアリしが、數日経テ役分職工より拒絶セラルルカド、職
 工團内 協定案を介シテ余社側ニ交渉ヲ圖リ同協定として、ある目下
 此協定万策ヲ尽シテ行キ結ルコトナリ
 職工側ハ、組合基金として約千五百円と有テ新物。此の所ト多数集
 計リつゝあるは、持込額ニ差支アリト断リテあり
 職工側の主張ハ、目下協定案(之白書)側ハ、余社幹部に面会
 セルカド、ヤリ種々案ヲ弄シつゝあり。視八時以後ニ至ル以上連日三ツ
 ツ歩行セラル下。余社側と争ヒテ歩行セラルル以上、此ノ上ヲ下